

平成28年第4回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年12月12日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	12月12日 午前10時00分		
	散 会	12月12日 午後3時39分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	島 袋 誠
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	1	與 儀 常 次	2	上 原 祐 希
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	喜屋武 治 樹	経 済 課 長	我那覇 隆 文
	副 村 長	大 城 清 紀	住 民 課 長	田 場 盛 史
	教 育 長	新 城 敦	福 祉 保 健 課 長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	島 袋 輝 也	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳	総 務 課 補 佐 兼 総 務 係 長	金 城 寛 樹
	学校教育課長	田 港 朝 津	総 務 課 長 兼 行 政 係 長	大 城 仁
	社会教育課長	与 那 満	建 設 課 長 兼 水 道 業 務 係 長	平 良 美 香
建 設 課 長	金 城 正 明			

## 平成28年第4回今帰仁村議会定例会

### 議事日程第1号

平成28年12月12日（月曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5	議案第50号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
6	議案第51号	今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について	説 明
7	議案第52号	今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	説 明
8	議案第53号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	説 明
9	議案第54号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について	説 明
10	議案第55号	今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について	説 明
11	議案第56号	今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定 について	説 明
12	議案第57号	今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	説 明
13	議案第58号	今帰仁村水道事業給水条例の制定について	説 明
14	議案第59号	今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について	説 明
15	議案第60号	平成28年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	説 明
16	議案第61号	平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算につい て	説 明
17	議案第62号	平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について	説 明
18	議案第63号	工事請負契約について	説 明
19	議案第64号	工事請負契約について	説 明

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
20	発委第1号	今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について	説 明
21	議案第50号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	質 疑
22	議案第51号	今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について	質 疑
23	議案第52号	今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する 条例について	質 疑
24	議案第53号	今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について	質 疑
25	議案第54号	今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正 する条例について	質 疑
26	議案第55号	今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について	質 疑
27	議案第56号	今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定 について	質 疑
28	議案第57号	今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について	質 疑
29	議案第58号	今帰仁村水道事業給水条例の制定について	質 疑
30	議案第59号	今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について	質 疑

○ 議長 東恩納寛政君 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第4回今帰仁村議会定例会を開会します。

(開会時刻 午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番 與儀常次議員及び2番 上原祐希議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの5日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から12月16日までの5日間と決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査報告書がお手元に配布されています。朗読は省略いたします。

2. 本定例会に受理した、請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配布の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3 議会関係の報告書がお手元に配付されております。後ほどお目通しください。朗読は省略いたします。

9月 9日 飲酒運転根絶県民大会に参加しました。

10日 北部市町村議会議長会定例総会が開催されました。

10～11日 第71回今帰仁村陸上競技大会が開催されました。

15日 上運天区の豊年祭が行われました。

16日 乙羽園夏まつりが行われました。

17日 与那嶺区・湧川区の豊年祭が行われました。

28日 平成28年度第40回北部地区畜産共進会が行われました。

29日 平成28年度第1回北部広域市町村圏事務組合と公立大学法人名桜大学との懇談会が行われました。

10月 8日 第32回やんばるの産業まつりオープニングセレモニーに参加しました。

9日 第42回村老人婦人スポーツ大会に参加しました。

13日 沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が開催されました。

16日 第53回国頭郡陸上競技大会が行われました。

19日 マジックアワーRUN in 今帰仁村実行委員会が開催されました。

- 10月 20日 平成28年度平和祈願祭に参列しました。
- 23日 第3回今帰仁ハーリーカーニバルが行われました。
- 26～27日 第6回世界のウチナーンチュ大会に参加しました。
- 28日 世界のナキジンチュ大会が行われました。
- 29～30日 第7回今帰仁まつりが開催されました。
- 31日 東ティモール訪問団の歓迎会が行われました。
- 11月 1日 暴力団追放沖縄県民大会に参加しました。
- 3日 一人暮らし老人激励会が行われました。
- 5日 第4回いいな運天港いちやり場まつりが開催されました。
- 6日 今帰仁村郷友会大運動会が行われました。
- 8～10日 沖縄県町村議会議長会・全国大会が開催されました。
- 12～13日 第28回「ツール・ド・おきなわ2016」大会が開催されました。
- 21日 平成28年度今帰仁村納税表彰式が開催されました。
- 27日 平成28年度緑の育樹祭が行われました。
- 30日 北部広域市町村圏事務組合理事会第48回臨時会が行われました。
- 〃 北部振興シンポジウム及び激励会が行われました。

日程第4. 「村長の行政報告」を行います。これを許します。喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 皆さんおはようございます。村長行政報告を行います。

行政報告書がお手元に配付されております。後ほど、お目通し下さい。朗読は省略いたします。

- 9月 1日 北部広域圏市町村圏事務組合理事会が開催されました。
- 2日 沖縄県町村会・沖縄県議長会を表敬訪問しました。
- 5日 古宇利マジックアワーRUN in 今帰仁村実行委員会を開催しました。
- 6日 今帰仁村敬老会を開催しました。
- 〃 今帰仁村担い手協議会臨時総会を開催しました。
- 8日 伊是名村・伊平屋村・今帰仁村三村交流事業第1回実行委員会が開催されました。
- 9日 飲酒運転根絶県民大会に参加しました。
- 〃 「警察相談の日」、本部署との連携でチラシ配布を行いました。
- 11日 第71回今帰仁村陸上競技大会が行われました。
- 12日 「いただきますプロジェクト」今帰仁グスクディナーが開催されました。
- 13日 「いただきますプロジェクト」フォーラムが開催されました。
- 〃 沖縄県知事を表敬訪問しました。
- 14日 今帰仁まつり実行委員会を開催しました。
- 16日 今帰仁ハーリーカーニバル実行委員会が開催されました。
- 20日 今帰仁村耕作放棄地対策協議会臨時総会を開催しました。
- 25日 村内各小学校の運動会が開催されました。

- 9月 28日 北部地区畜産共進会が開催されました。  
 // 屋我地鳥獣保護区見直しに係る公聴会が開催されました。
- 10月 3日 新規採用職員辞令交付式を開催しました。  
 7日 今帰仁村マンゴー産地協議会を開催しました。  
 8日 やんばるの産業まつりが開催されました。(～9日まで)  
 // 第26回村立保育所合同運動会を開催しました。  
 9日 老人婦人スポーツ大会が開催されました。  
 11日 平成28年全国地域安全運動本部地区出発式が開催されました。  
 12日 今帰仁村パイナップル産地協議会を開催しました。  
 13日 村立保育所民営化保護者説明会(仲宗根保育所)を開催しました。  
 // 沖縄県港湾協会総会が開催されました。  
 14日 村立保育所民営化保護者説明会(仲尾次保育所)を開催しました。  
 16日 第52回国頭郡陸上競技大会が本部町で開催されました。  
 18日 首長・国保担当課長合同説明会が開催されました。  
 // 北部家畜人工授精センター予算委員会が行われました。  
 19日 国土緑化機構が選定する「森の名手・名人」にワラビ細工の国吉春子さんが選ばれ、認定証伝達式が開催されました。  
 20日 今帰仁村平和祈願祭を開催しました。  
 21日 伊是名村・伊平屋村・今帰仁村三村交流事業第2回実行委員会が開催されました。
- 10月 21日 村立保育所民営化住民説明会(天底公民館)を開催しました。  
 23日 今帰仁ハーリーカーニバルが開催されました。  
 // 村立保育所民営化住民説明会(兼次公民館)を開催しました。  
 25日 第37回今帰仁村城跡調査研究整備委員会を開催しました。  
 26日～27日 第6回世界のウチナーンチュ大会に参加しました。  
 27日 村立保育所民営化保育所職員説明会(今帰仁保育所)を開催しました。  
 28日 世界のナキジンチュ大会を開催しました。  
 29日～30日 第7回今帰仁まつりを開催しました。  
 31日 東ティモール訪問団の歓迎会が開催されました。
- 11月 2日～4日 台北国際旅行博(台湾)においてトップセールスを行いました。  
 3日 一人暮らし老人激励会が開催されました。  
 4日 沖縄県高等学校駅伝競走大会が開催されました。  
 4日～5日 第42回沖縄県畜産共進会が糸満市にて開催されました。  
 5日 第4回いいな運天港いちやり場まつりを開催しました。  
 6日 今帰仁郷友会大運動会が開催されました。  
 7日 村営兼次第2団地地鎮祭が行われました。

- 11月 9日 秋季全国火災予防運動週間における非常招集並びに特別点検を実施しました。
- 11日 沖縄県地域振興対策協議会定期総会が開催されました。
- 〃 沖縄県町村会と沖縄県三役の意見交換会が開催されました。
- 12日～13日 第28回「ツール・ド・おきなわ2016」大会が開催されました。
- 16～18日 全国町村長大会に参加しました。
- 21日 北部市町村会負担金・補助金審議会及び総会が開催されました。
- 〃 北部地区肉用牛生産振興対策協議会が行われました。
- 〃 健康長寿体験滞在型観光促進事業推進委員会を開催しました。
- 22日 「いただきますプロジェクト」報告会が行われました。
- 24日 平成29年度予算編成方針説明会を開催しました。
- 〃 北部農林水産振興センターとの行政懇談会を行いました。
- 25日 北部広域市町村圏事務組合理事会が開催されました。
- 28～30日 熊本県・鹿児島県において、和牛県外購買者へのトップセールスを行いました。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第5. 「議案第50号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第50号

#### 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

現在の職員定数は配置定数と同数となっており、今後の社会情勢の変化や多様化・複雑化する村民ニーズに柔軟に対応する組織体制の構築を行う必要があります。また、水道事業に地方公営企業法を全部適用することに伴い水道事業に従事する職員定数を明確にする必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を、次のように改正する。

第1条中「村長」の次に「、水道事業」を加える。

第2条第3号中「1人」を「2人（村長部局と併任）」に、同条第4号中「46人」を「48人」に、同条

第5号中「2人」を「3人（村長部局と併任）」に改める。

第2条第2号から第5号までを1つずつ繰り下げ、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 監査委員の事務局の職員 2人（議会事務局と併任）第2条に次の1号を加える。

(7) 水道事業の事務部局の職員 9人（うち4人は村長部局と併任）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(今帰仁村職員退職手当基金条例の一部改正)

2 今帰仁村職員退職手当基金条例（平成12年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5号」を「第7号」に改める。

次ページに、新旧対照表を添付してございますので、お目通しを下さい。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第6.「議案第51号 今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第51号

今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公務員法並びに地方公務員法等の一部を改正する法律の規定に基づき、職員の再任用に関して定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の再任用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）附則第6条の規定に基づき、職員の再



任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定年退職者に準ずる者）

第2条 法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。

（1） 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

（2） 前号に該当する者として再任用されたことがある者（前号に掲げる者を除く。）

（任期の更新）

第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（任期の末日）

第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、村長が定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（職員の定年等に関する条例の一部改正）

2 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名を「今帰仁村職員の定年等に関する条例」に改める。

第1条中「、第28条の3並びに第28条の4第1項及び第2項」を「及び第28条の3」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附則第3項を削る。

あとはお目通しを下さい。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第7.「議案第52号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第52号

今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の内容を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、本案を提出します。

条例の内容につきましては、総務課長より説明したいと思います。よろしくお願ひいたします。

- 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。
- 総務課長 島袋輝也君 おはようございます。

ただいまの副村長のほうから提案のありました議案第52号について、改正の要点を説明したいと思います。

今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4週間を超えない期間につき」を削り、「を下らず、44時間を超えない範囲内において規則で定める。」を「とする。」に改め、同条第3項中「部所」を「公署」に改める。

第4条第2項本文中「週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）」を加え、同項ただし書中「部所」を「公署」に改め、「特殊の必要」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容）」を、「8日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、8日以上）」を、「週休日」の次に「（育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）」を加える。

第5条中「若しくは第3項」を削る。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の次に次の2条を加える。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。)をさせるものとする。

(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であつて、規則で定めるもの

2 前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。)を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、早出遅出勤務に関する手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第8条の3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理する為の措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。
- 3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第8条第2項に規定する勤務をさせてはならない。
- 4 第1項及び前項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定めるものに該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者という。」のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。
- 5 前4項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日」の次に「（以下「祝日法による休日」という。）」を加える。

第10条第1項中「祝日法による休日」の次に「、6月23日（慰霊の日）」を加える。

第11条中「及び」を「、」に改め、「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加える。

第12条に次の1項を加える。

- 4 任命権者は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。  
ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

第16条第1項中「職員が」の次に「要介護者（」を、「支障があるもの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「勤務しない」の前に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要

介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、今帰仁村職員の給与に関する条例第3条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

第17条の見出しを「（非常勤職員の勤務時間、休暇等）」に改め、同条を次のように改める。

第17条 非常勤職員の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

まず議案第52号の1ページ目をお開き下さい。この条例につきましては、先ほど提案の理由にありましたとおり、地方公務員の育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正することに伴い、所要の改正を行ったものであります。

施行の期日につきましては、平成29年1月1日から施行ということであります。

改正内容につきましては、4条第2項につきましては、「週休日」及び勤務時間の割り振りへ、育児短

時間勤務職員に関する文言の追加であります。

次に8条の2につきましては、（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）に関する内容であります。改正前につきましては、子（実子）及び養子でありましたが、改正後につきましては、子（実子）及び養子に加えて、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、4番目に将来的に養子縁組、里親になることが見込まれる里親に委託されている子ということになります。

あと次の2ページをお開き下さい。8条の3につきましては、（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）に関する内容であります。

次に3ページをお開き下さい。第16条につきましては、介護休暇の拡充、改正前につきましては、職員が要介護者を介護するため、要介護者1人につき1回に限り連続6カ月の期間内で介護休暇を取得することが可能であったものを、職員が要介護を改正するため、要介護者1人につき3回を上限として、合計6カ月の範囲内で介護休暇を分割取得することが可能というように改正、拡充したものでございます。

続きまして、4ページ目をお開き下さい。16条の2につきましては、（介護時間）の新設でございます。介護休暇とは別に最長3年、1日2時間までの介護のため勤務しないこと。介護時間ができる仕組みを設けるものであります。

次に第17条につきましては、（非常勤職員の勤務時間、休暇等）に関するところでございますが、本村の場合、非常勤職員の勤務時間、休暇等については、別の規則において定めているので、今後もそのように改めたということです。非常勤の勤務時間、休暇等については、任命権者が別に定めるといった内容にしております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第8。「議案第53号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第53号

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第133号）、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政

令（平成28年政令第226号）の公布に伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

条例の内容につきましては、住民課長より概要説明したいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 田場盛史住民課長。

○ 住民課長 田場盛史君

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例

（今帰仁村税条例の一部改正）

第1条 今帰仁村税条例（昭和47年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条中「及び第2号」を「、第2号及び第5号」に、「当該各号」を「第1号から第4号まで」に改め、「掲げる期間」の次に「並びに第5号及び第6号に定める日までの期間」を加え、同条第2号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）」を削り、同条第3号中「第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）」を削り、同条に次の2号を加える。

（5）第48条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

（6）第48条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

第43条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「においては既に」を「にはすでに」に、「次項」を「この条」に、「総称する」を「いう」に改め、同条第2項中「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「から第1項」を「から同項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる村民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）第40条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

（2）当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更

正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

第48条第3項及び第4項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合で」を「場合において、」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の16の2第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

（1）当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

（2）当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、同条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「場合にあつては」を「場合には」に改め、「受けたこと」の次に「。次項第2号において同じ。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があったとき（当該修正申告書に係る村民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により村民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る村民税又は令第48条の15の5第3項に規定する村民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除



する。

- (1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が当該申告に係る村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間
- (2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

附則第6条を次のように改める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の村民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（今帰仁村税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 今帰仁村税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)

第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による村民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得

相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する村民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると今帰仁村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

（4）附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による村民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第1条中村税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

### (村民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の村税条例（以下「新条例」という。）第43条第4項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第43条第2項に規定する納期限が到来する個人の村民税に係る延滞金について適用する。

- 2 新条例附則第6条の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の村民税について適用する。
- 3 新条例第48条第5項及び第50条第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の村民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の村民税について適用する。

議案第53号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部の改正に伴い主要の改正を行うもので、法律の改正による引用条項等の変更、または字句や条ずれの整備等については、説明を省略いたします。主な改正の内容としまして3点ほどございますけれども、1点目に延滞金の計算期間の見直し、2点目に特定一般用医薬品等の購入費に係る医療費控除の特例の規定の追加、3点目に特例適用利子または特例適用配当等に係る課税の特例の規定の追加となります。

1点目の延滞金の計算期間の見直しについてですが、新旧対照表の1ページのまず第19条関係、それから2ページの第43条関係、4ページの第48条関係、それから6ページの第50条関係の、以上の4点については、国税である相続税の延滞金をめぐる最高裁判決を踏まえ、個人住民税、法人住民税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて、主要な見直しを行うための改正となっております。具体的には、納税者が法定納期限内に申告及び納付をした後に、申告税額が過大であるとして、課税側で一度減額更正を行った後、再度税額を見直した結果、当初の申告額に満たない範囲で、増額更正をした場合、減額更正前に納付された税額に達するまでの部分について、増額更正または増額修正申告による納付日までの期間の延滞金の計算期間から控除して計算するといった内容です。

平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金または同日以後に申告の提出期限が到来する地方税について適用されます。これについては、本村の事例はございませんけれども、地方税法等の改正にあわせて、国が示す準則に従い規定の整備を行うものとなっております。

2点目に新旧対象表の7ページをお願いします。下段のほうの附則第6条の（特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）の規定の追加についてですけれども、平成29年1月1日から、平成33年12月31日までの間、特定一般用医療品等の購入について、医療用医薬品から転用した一定の市販薬を購入した場合に、購入費用を総所得から控除するもので、健診や予防接種等を受けているなど、健康の保持及び疾病の予防の取り組みをしたときには、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除等の特例が適用できる内容の改正となっております。これにつきましては、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人住民税に限り適用されます。控除額は1万2,000円を超える部分で、限度額は8万8,000円になります。これについては、現行の医療費控除との併用はできないということになっております。

次3点目ですけれども、新旧対照表の9ページをお願いします。（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例）の規定の追加についてですけれども、所得税法等の一部改正に伴い、法令の題名が改められたことによる規定の整備と、それから外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に規定する特例適用利子等または特例適用配当等を有するものに対して、当該特例適用利子等の額または当該適用配当等の額に係る所得を、他の所得と区分して課税する規定の追加となっております。税率は3%となっております。法律の改正にあわせて規定を整備するもので、平成29年1月1日から施行し、平成30年度の村民税から該当となります。

ここでいう外国居住者とは、平成27年11月に公益財団法人交流協会、それからあと関係協会の間で結ばれた日台民間租税取り決めにより、台湾において生じた利子、配当等に要するものに対し、村民税を分離課税するものということになっております。

以上が今回の条例改正の主な改正となっております。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第9。「議案第54号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第54号

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）の公布に伴い、今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加える。

##### （特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

##### （特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同

条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今帰仁村国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

この条例も、先ほどの住民税条例と同じように、それに連動して改正するものですので、内容については、お目通しを願いたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第10.「議案第55号 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第55号

#### 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

本村水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、その設置等に関する事項などを定める必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例

(設置)

第1条 生活用水その他の浄水を村民に供給するため、水道事業を設置する。

(経営の基本)

第2条 水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 給水区域は、今帰仁村の区域内とする。
- 3 給水人口は、9,940人とする。
- 4 1日最大給水量は、5,270立方メートルとする。

(組織)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第7条ただし書及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

- 2 法第14条の規定に基づき、水道事業管理者の権限を行う村長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が30万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第6条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領で、その金額又はその目的物の価額が100万円以上のもの及び法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

第7条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに村長に提出しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況



- (3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者は、できるだけ速やかにこれを提出しなければならない。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。  
(今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例及び今帰仁村水道事業給水条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 今帰仁村簡易水道事業の設置等に関する条例(平成25年条例第24号)
  - (2) 今帰仁村水道事業給水条例(平成10年条例第8号)  
(今帰仁村課設置条例の一部改正)
- 3 今帰仁村課設置条例(平成13年条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第2条建設課の項第5号を削る。  
(今帰仁村行政手続条例の一部改正)
- 4 今帰仁村行政手続条例(平成11年条例第15号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「規程」の次に「及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程」を加える。  
(今帰仁村監査委員条例の一部改正)
- 5 今帰仁村監査委員条例(昭和47年条例第4号)の一部を次のように改正する。  
第3条中「若しくは第243条の2第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項の規定による監査の要求があつたとき」を「、第243条の2第3項(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第34条において準用する場合を含む。)、地方公営企業法第27条の2第1項又は法第199条第6項の規定による監査の請求又は要求があつたとき」に改める。  
第7条第1号中「法第233条第2項」の次に「又は地方公営企業法第30条第2項」を加える。  
(今帰仁村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正)
- 6 今帰仁村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成22年条例第21号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1号中「規則」を「規則及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)」に改め、同条第2号中「規則」を「規則等」に改める。  
第3条中「規則」を「規則等」に改める。

あとはお目通し下さい。

- 議長 東恩納寛政君 日程第11.「議案第56号 今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第56号

今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、水道事業職員の給与の種類及び基準に関する事項などを定める必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第38第4項の規定に基づき、水道事業職員の給与の種類及び基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与の種類）

第2条 水道事業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、手当を除いた全額とする。

3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

（給料表）

第3条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。

2 給料表の給料額は、職務の級及び当該職務の級ごとの号給を設けて定めるものとする。

3 給料表の種類、給料表に定める職務の級及び号給の数並びに各職務の級における最低の号給の給料額及び号給間の給料額の差額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めなければならない。

（管理職手当）

第4条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その特殊性に基づき管理者が指定するものについて支給する。

（扶養手当）

第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

(住居手当)

第6条 住居手当は、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（管理者が指定する者を除く。）に対して支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

(特殊勤務手当)

第8条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(時間外勤務手当)

第9条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対して、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について支給する。

(休日勤務手当)

第10条 職員には、正規の勤務日が休日等（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、祝日法による休日を除く。）をいい、代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）に当たっても、正規の給与を支給する。

2 休日勤務手当は、休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、当該

勤務した全時間について支給する。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月及び12月に職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(勤勉手当)

第12条 勤勉手当は、職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

(給与の減額)

第13条 職員が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（労働組合の業務又は活動に従事するため組合休暇としての許可を受けた場合を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(休職者の給与)

第14条 職員が休職にされたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。

(専従休職者の給与)

第15条 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業の承認を受けた職員の給与)

第16条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

(非常勤職員の給与)

第17条 水道事業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(再任用職員等についての適用除外)

第18条 第5条及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第12.「議案第57号 今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第57号

#### 今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、剰余金の処分等に関する事項を定める必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項及び第3項の規定に基づき、今帰仁村水道事業（以下「水道事業」という。）における剰余金の処分等に関し必要な事項を定めるものとする。

（利益の処分の方法及び積立金の取崩し）

第2条 水道事業は、毎事業年度利益を生じた場合において前事業年度から繰り越した欠損金があるときは、その利益をもってその欠損金をうめ、なお残額があるときは、当該残額の4分の1以上を減債積立金に、4分の1以上を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余の額を利益積立金に積み立てる。

2 前項の規定による積立金は、次の各号に掲げる積立金の科目ごとに、当該各号に定める目的のために積み立てるものとし、当該各号に定める目的以外の用途には使用することができない。

（1）減債積立金 企業債の償還に充てる目的

（2）利益積立金 欠損金をうめる目的

（3）建設改良積立金 建設改良工事に充てる目的

3 前項各号（第2号を除く。）に掲げる積立金をその目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、議会の議決を経た場合については、積立金をその目的以外の用途に使用

することができる。

(資本剰余金)

第3条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、当該残額に相当する額を取り崩す方法により処分するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第13.「議案第58号 今帰仁村水道事業給水条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第58号

#### 今帰仁村水道事業給水条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、水道事業の給水の適性を保持するための事項等を定める必要があるため、この議案を提出します。

#### 今帰仁村水道事業給水条例

#### 目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第4条－第13条）

第3章 給水（第14条－第23条）

第4章 料金及び手数料（第24条－第34条）

第5章 管理（第35条－第40条）

第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第43条―第45条）

第8章 補則（第46条）

附則

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今帰仁村（以下「村」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるとともに、併せて布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定めることを目的とする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1戸又は1か所で専用するもの
- （2）共用給水装置 2戸又は2か所以上で共用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

## 第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込み）

第4条 給水装置を新設し、改造し、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をし、又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

（新設等の費用負担）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、村においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第6条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材質の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

4 指定給水装置工事事業者について、必要な事項は、別に管理者が定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第8条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

(1) 材料費

(2) 運搬費

(3) 労力費

(4) 道路復旧費

(5) 工事監督費

(6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置所有権の移転の時期)

第10条 管理者が給水装置の工事を施行した場合における当該給水装置の所有権移転の時期は、当該給水装置の工事の工事費が完納になった時とし、その管理は当該工事の工事費が完納になるまでの間においても工事申込者の責任とする。

(工事費の未納の場合の措置)

第11条 管理者が施行した給水装置の工事の工事費を、工事申込者が指定期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお、損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(原因者の負担)

第12条 道路の新設、修繕その他の理由により送配水管及び附属具又はこれに関連する給水装置の移転、改造その他の変更を要するときは原因者の負担とする。

(給水装置の変更等の工事)



第13条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

### 第3章 給水

#### (給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定め、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、村は、その責めを負わない。

#### (給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

#### (給水装置の所有者の代理人)

第16条 給水装置の所有者が村内に居住しないとき、又は、管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例の定める事項を処理させるため、村内に居住する代理人を置かなければならない。

2 管理者は、前項の代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

#### (管理人の選定)

第17条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

#### (水道メーターの設置)

第18条 給水量は、村の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者が必要ないと認めるときは、この限りではない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

#### (メーターの貸与)

第19条 メーターは、管理者が設置し、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。

2 前項の規定により貸与を受けた者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定により貸与を受けた者が、前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は毀損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する村職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第22条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

#### 第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第24条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第25条 料金は、第1表今帰仁村水道料金表に定める料金と第2表メーター使用料金表に定める料金との合計額に100分の108を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第1表 今帰仁村水道料金表

種別	用途別	基本料金（1か月につき）		超過料金
		水量	料金	1 m <sup>3</sup> につき
専用給水装置	一般用	8 m <sup>3</sup>	1,010円	9 m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 148円 21m <sup>3</sup> ～41m <sup>3</sup> 171円 41m <sup>3</sup> 以上 193円
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,360円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 171円 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 193円 51m <sup>3</sup> 以上 214円
	官公署用	10m <sup>3</sup>	1,408円	11m <sup>3</sup> ～30m <sup>3</sup> 173円 31m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup> 195円 51m <sup>3</sup> 以上 214円
	臨時用	1 m <sup>3</sup>	399円	
共用給水装置	家事共用	8 m <sup>3</sup>	1,263円	9 m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup> 169円 21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup> 183円 41m <sup>3</sup> 以上 197円
私設消火栓	演習用	1個1回3分ごとにつき 632円		

付記

- (1) 営業用とは料理店、飲食店、娯楽場、鮮魚精肉店、自動車販売修理業、理美容院、病院、開業医、旅館、製菓業、飼育場、牛乳販売業その他家庭生活に直接関係の薄い営業の用に水道を使用する場合をいう。
- (2) 官公署学校用とは、官公署、学校、幼稚園、保育所及びこれに準ずる施設で水道を使用する場合をいう。
- (3) 臨時用とは、工事、興行、売店等短期間臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- (4) 家事共用とは、2戸以上で水道を使用する場合をいう。
- (5) 演習用とは、消防演習の用に水道を使用する場合をいう。
- (6) 一般用とは、前各号以外の用に水道を使用する場合をいう。

第2表 メーター使用料金表

口径	使用料金（1個1か月につき）
13ミリメートル	39円
20 "	55円
25 "	59円
40 "	102円

50 "	617円
75 "	729円
100 "	1,030円

(料金の算定)

第26条 料金は、メーターにより計量した水量に基づき算定する。

2 前項の計量は、定例日メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。

ただし、休日その他やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

3 前項の規定にかかわらず、管理者が必要があると認めたときは、隔月定例日に使用水量をまとめて計算し、その計量した使用水量をもって計量日の属する月分及びその前月分の料金を算定することができる。

(使用水量又は用途の認定)

第27条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量又はその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) その他管理者が必要と認めたとき。

(特別な場合における料金の算定)

第28条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1か月として算定した金額

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

3 メーターの使用料金については、第1項の規定を準用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第30条 料金は、納付通知書、口座振替又は集金の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は、必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。

(手数料)

第31条 手数料は、次の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後、徴収することができる。

- (1) 第4条の申込みをするとき 1件につき100円
- (2) 第6条第1項の指定をするとき 1件につき8,000円
- (3) 第6条第2項の設計審査(材質の確認を含む。)をするとき 1件につき500円
- (4) 第6条第2項の工事検査をするとき 1件につき1,200円
- (5) 指定工事業者証を再発行をするとき 1件につき1,000円
- (6) 使用中止した水道を復活使用するとき 1件につき3,000円

(料金の納期限)

第32条 料金の納期限は、翌月の末日とする。

2 前条に規定する手数料は、管理者が指定した期日とする。

(督促)

第33条 前条に規定する料金及び手数料を納期限までに完納しない場合は、納期限後30日以内に督促状を  
発しなければならない。

2 前項の督促状に指定すべき納入期限は、発送の日から15日以内とする。

3 督促手数料は、1件につき100円とする。

(料金手数料等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない  
料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

## 第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適  
当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336  
号)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申  
込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止する  
ことができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係る  
ものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができ  
る。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であ  
るとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限り  
でない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用使用者に対し、その理由の継続する間、給水  
を停止することができる。

- (1) 水道の使用使用者が、第8条の工事費、第22条第2項の修繕に要する費用、第25条の料金又は第31条

の手数料を指定期間内に納入しないとき。

(2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第26条第2項の使用水量の計量又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連結して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の利用者がいないとき。

(2) 給水装置が、使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第39条 村長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

(1) 第4条の承認を受けないで、給水装置を新設し、改造し、修繕（法第16条の2第3項ただし書に規定する厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をし、又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第18条第2項のメーターの設置、第26条第2項の使用水量の計量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第22条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 第26条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れようとし、詐欺その他不正の行為をした者

(5) 私設消火栓を防火の目的以外の用途に使用した者

(6) 止水栓又は分水栓を許可なく開閉した者

(7) 給水を乱用し、又は許可なく他に販売した者

(料金を免れた者に対する過料)

第40条 村長は、詐欺その他不正の行為によって第25条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円）の過料を科することができる。

## 第6章 貯水槽水道

(村の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項に規定する条例で定める布設工事監督者が監督業務を行うべき水道の布設工事は、法第3条第8項に規定する水道施設の新設又は次に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において習得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者
  - (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業生については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業生については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
  - (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- 2 1日最大給水量が1000立方メートル以下である専用水道については、前項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6か月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6か月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6か月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

第8章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第14.「議案第59号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

大城清紀副村長。



○ 副村長 大城清紀君

議案第59号

今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

上記の議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

提 案 理 由

建築基準法施行令及び国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第8号イの表の4階以上の階の項中「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を「同条第3項第3号、第4号及び第10号」に改める。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第5条の次に次の4条を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定につ

いては、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

あとはお目通しを願いたいと思います。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前10時39分)
- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時58分)

日程第15.「議案第60号 平成28年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第60号

平成28年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算

平成28年度今帰仁村一般会計補正予算（第6回）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億207万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月12日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		2,001,600	85,003	2,086,603
	1 地方交付税	2,001,600	85,003	2,086,603
12 交通安全対策特別交付金		1	929	930
	1 交通安全対策特別交付金	1	929	930
13 分担金及び負担金		68,793	60	68,853
	2 負担金	44,123	60	44,183
15 国庫支出金		1,148,082	33,082	1,181,164
	1 国庫負担金	308,133	25,599	333,732
	2 国庫補助金	837,341	7,483	844,824
16 県支出金		1,131,009	38,307	1,169,316
	1 県負担金	192,333	12,041	204,374
	2 県補助金	897,173	25,221	922,394
	3 県委託金	41,503	1,045	42,548
18 寄附金		33,731	27,081	60,812
	1 寄附金	33,731	27,081	60,812
19 繰入金		236,460	26,416	262,876
	1 繰入金	236,460	26,416	262,876
21 諸収入		331,788	198	331,986
	4 雑収入	153,487	198	153,685

款	項	補正前の額	補正額	計
22 村 債		390,561	10,300	400,861
	1 村 債	390,561	10,300	400,861
歳入合計		6,480,697	221,376	6,702,073

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		72,794	△90	72,704
	1 議会費	72,794	△90	72,704
2 総務費		910,806	63,906	974,712
	1 総務管理費	768,582	63,037	831,619
	2 徴税費	86,651	589	87,240
	3 戸籍住民登録費	26,345	1,488	27,833
	4 選挙費	26,947	△1,213	25,734
	5 統計調査費	627	5	632
3 民生費		1,731,253	79,070	1,810,323
	1 社会福祉費	1,085,509	57,391	1,142,900
	2 児童福祉費	645,744	21,679	667,423
4 衛生費		349,453	10,013	359,466
	1 保健衛生費	143,638	10,013	153,651
6 農林水産業費		646,798	24,142	670,940
	1 農業費	499,351	23,705	523,056
	2 林業費	10,914	427	11,341
	3 水産業費	136,533	10	136,543
7 商工費		153,612	7,600	161,212
	1 商工費	153,612	7,600	161,212
8 土木費		1,137,008	17,590	1,154,598
	1 土木管理費	14,131	760	14,891
	2 道路橋梁費	285,954	13,488	299,442
	4 港湾費	529,545	3,132	532,677
	5 住宅費	252,694	210	252,904

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		834,405	19,145	853,550
	1 教 育 総 務 費	164,639	3,373	168,012
	2 小 学 校 費	74,090	△1,082	73,008
	3 中 学 校 費	27,489	2,332	29,821
	4 幼 稚 園 費	42,646	2,243	44,889
	5 社 会 教 育 費	305,444	3,905	309,349
	6 保 健 体 育 費	220,097	8,374	228,471
歳 出 合 計		6,480,697	221,376	6,702,073

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 1,000	証書借入	5.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合では その債権者と 協定するもの による。ただ し、村財政の 都合により据 置期間及び償 還期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは は、低利に借 換えること ができる。	千円 1,000	証書借入	5.0%以内  (ただし、 利率見直し 方式で借入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利 率)	政府資金につ
村づくり交付金（東部地区）	3,400	〃			3,400	〃		
集落基盤整備事業 今帰仁西地区	7,300	〃			7,300	〃		
漁村再生交付金事業	16,800	〃			16,800	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	24,800	〃			24,800	〃		
村道古宇利線改良事業	10,800	〃			10,800	〃		
村道兼次第2団地新築事業	71,900	〃			71,900	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	58,400	〃			58,100	〃		
史跡今帰仁城跡買上事業	2,100	〃			2,100	〃		
臨時財政対策債	116,961	〃			116,961	〃		
今帰仁冷凍冷蔵施設整備事業	75,200	〃			76,400	〃		
村道呉我山仲山線	1,900	〃			1,900	〃		
幼保連携一体化施設整備事業 (東・西地区)	0	〃			9,400	〃		
合 計	390,561		400,861					

あと、5ページ、6ページ、7ページは割愛いたしまして。

8ページをお願いします。歳入でございます。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額8,500万3,000円、これは1節の普通交付税の増によるものでございます。

9ページ、10ページも飛ばしまして、11ページをお願いします。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、補正額が2,473万2,000円の増でございます。これは5節の身体障害者福祉費負担金が主な項目でございます。

続きまして12ページをお願いします。同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。5目土木費国庫補助金が496万円の補正の増でございます。これは7節社会資本整備総合交付金によるものでございます。

13ページをお願いします。16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金で補正額が1,160万8,000円の増額でございます。これは2節の身体障害者福祉費負担金の増が主なものでございます。

続きまして14ページをお願いします。同じく16款2項の県補助金でございます。4目農林水産業費県補助金2,381万5,000円の補正増。これは1節農業費補助金が主な項目でございます。

15ページは飛ばしまして、16ページをお願いします。18款寄附金です。1項寄附金、1目一般寄附金、補正額が2,708万1,000円の補正増。これは1節寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金によるものでございます。

17ページをお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額2,641万6,000円、これは1節の繰入金の増によるものでございます。

18ページは飛ばします。

19ページ、22款村債、1項村債、2目民生費が940万円の補正増でございます。これは1節の民生費の増でございます。

続きまして21ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額が3,292万9,000円でございます。これは13節の委託料が主な項目でございます。

続きまして22ページ、同じく2款1項4目財産管理費が2,728万1,000円の補正増、これは25節の積立金が主なものでございます。

29ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費が1,076万9,000円の増でございます。これは19節負担金、補助及び交付金が主な項目でございます。続きまして、4目身体障害者福祉費が4,533万2,000円の増でございます。

これは30ページの20節扶助費が主な項目でございます。

続きまして31ページをお願いします。同じく3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額962万7,000円でございます。これは13節委託料の増、15節工事請負費の増、17節公有財産購入費の増によるものでございます。2目児童措置費が335万円の増でございます。これは20節扶助費の増によるものでございます。

32ページをお願いします。3目保育所費、補正額870万2,000円の増でございます。これは4節の共済費、11節の需用費が主な要因となっております。

33ページの4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子保健衛生費959万5,000円の増。これは13節の委託料の増と、20節の扶助費の増によるものでございます。

35ページをお願いします。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でございます。2,365万1,000円の補正増は、19節の負担金、補助及び交付金によるものでございます。

39ページをお願いします。7款商工費、1項商工費、4目環境保全美化推進事業、補正額が353万6,000円の増でございます。これは7節の賃金、13節の委託料が主な要因でございます。

続きまして40ページ。6目観光力基盤強化事業400万円の増でございます。これは19節の負担金、補助金及び交付金によるものでございます。

42ページをお願いします。8款土木費、2項道路橋梁費、3道路新設改良費363万2,000円の補正増でございます。これは13節の委託料の増によるものでございます。

失礼いたしました。42ページ、2目道路維持費、補正額985万6,000円の増がございます。これは13節の委託料、17節の公有財産購入費が主な項目でございます。

44ページをお願いします。4項港湾費、1目港湾管理費、補正額314万2,000円の増、これは11節の需用費が主な項目となっております。

47ページをお願いします。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額337万3,000円は、これは主な項目といたしまして13節の委託料、あとは19節の負担金、補助及び交付金の増によるものでございます。

49ページをお願いします。2項小学校費、1目学校管理費、補正額332万1,000円の増。これは11節の需用費の増によるものでございます。

55ページをお願いします。6項保健体育費でございます。1目保健体育総務費、補正額331万2,000円、これは11節の需用費が主な項目でございます。

56ページをお願いします。2目学校給食費、補正額506万2,000円の補正増でございます。これは11節の需用費が主な要因となっております。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第16。「議案第61号 平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第61号

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計第3回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹



平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算

平成28年度今帰仁村国民健康保険特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,590万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,457万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月12日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		535,622	76,079	611,701
	1 国民健康保険税	535,622	76,079	611,701
4 国庫支出金		629,663	151,905	781,568
	1 国庫負担金	359,197	85,280	444,477
	2 国庫補助金	270,466	66,625	337,091
7 県支出金		121,153	23,985	145,138
	2 県補助金	103,032	23,985	127,017
9 共同事業交付金		571,663	13,940	585,603
	1 共同事業交付金	571,663	13,940	585,603
歳入合計		2,268,662	265,909	2,534,571

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		35,809	850	36,659
	1 総務管理費	34,057	850	34,907
2 保険給付費		1,044,045	266,000	1,310,045
	1 療養諸費	871,216	225,000	1,096,216
	2 高額療養費	157,519	41,000	198,519

款	項	補正前の額	補正額	計
3 後期高齢者支援金等		192,267	△406	191,861
	1 後期高齢者支援金等	192,267	△406	191,861
4 前期高齢者納付金等		136	1	137
	1 前期高齢者納付金等	136	1	137
6 介護納付金		105,596	△450	105,146
	1 介護納付金	105,596	△450	105,146
8 保健事業費		28,627	5	28,632
	2 保健事業費	15,250	5	15,255
11 諸支出金		6,445	500	6,945
	1 償還金及び還付加算金	6,445	500	6,945
12 繰上充用金		280,033	△591	279,442
	1 繰上充用金	280,033	△591	279,442
歳出合計		2,268,662	265,909	2,534,571

総括は割愛いたします。

5ページをお願いします。歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額7,607万9,000円、これは1節の医療給付費分現年課税分の増によるものでございます。

6ページをお願いします。4款国庫支出金、1項国庫負担金、2目療養給付費等負担金、補正額8,528万円、これは1節の現年度分の増によるものでございます。

7ページをお願いします。2項国庫補助金でございます。1目財政調整交付金、補正額6,662万5,000円。これは1節の財政調整交付金によるものでございます。

8ページをお願いします。7款県支出金、2項県補助金、2目財政調整交付金、補正額2,398万5,000円の増、これは1節の財政調整交付金でございます。

9ページをお願いします。9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、補正額は1,394万円の増。これは1節の高額医療費共同事業交付金でございます。

続きまして歳出、11ページをお願いします。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額は2億2,400万円の増。これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。

12ページをお願いします。同じく2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額4,100万円、これは19節負担金、補助及び交付金によるものでございます。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第17. 「議案第62号 平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第62号

平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計第1号補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

平成28年度今帰仁村簡易水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度簡易水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	423,778千円	△3,986千円	419,792千円
第1項 営 業 費 用	387,153千円	△1,986千円	385,167千円
第2項 営 業 外 費 用	35,601千円	△2,000千円	33,601千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,591万7,000円は当年度分損益勘定留保資金4,056万2,000円と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額535万5,000円で補てんするものとする。）。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 資 本 的 支 出	511,707千円	△84,000千円	427,707千円
第1項 企 業 債	109,900千円	△28,000千円	81,900千円
第2項 補 助 金	190,400千円	△56,000千円	134,400千円
	支	出	
第1款 資 本 的 収 入	548,774千円	△75,150千円	473,624千円
第1項 建 設 改 良 費	338,753千円	△75,200千円	263,553千円

第2項 企業債償還金

54,020千円

50千円

54,070千円

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的及び限度額の予定額を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天底地区簡易 水道事業	千円 49,100	証書借入れ	5.0%以内	借入れ先	千円 49,100	証書借入れ	5.0%以内	借入れ先
諸志地区簡易 水道事業	28,000		(ただし、利 率見直し方式 による。た で借入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	の融資条件 による。た だし企業財 政その他の 都合により 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。	0		(ただし、利 率見直し方式 による。た で借入れる政 府資金及び公 営企業金融公 庫資金につい て、利率の見 直しを行った 後においては 当該見直し後 の利率)	の融資条件 による。た だし企業財 政その他の 都合により 繰上償還又 は低利に借 換えること ができる。
湧川地区簡易 水道事業	18,100				18,100			
公営企業会計 適用事業	14,700				14,700			
計	109,900				81,900			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	33,431千円	△220千円	33,211千円

平成28年12月12日

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

以下につきましては、予算説明書を添付してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第18. 「議案第63号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

## 議案第63号

### 工事請負契約について

村営兼次第2団地新築建築工事について、次のように工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

- |            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1, 契約の目的   | 村営兼次第2団地新築建築工事                        |
| 2, 原契約の金額  | ¥167,400,000-                         |
| 3, 変更契約の金額 | ¥ 9,907,920-                          |
| 4, 契約の相手方  | 今帰仁村字湧川589番地<br>嘉陽組 有限会社<br>取締役 嘉陽 重壽 |

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

### 提案理由

設計変更による増額のため、この議案を提出します。

次ページに工事請負変更契約書を添付してございますので、お目通し下さい。

- 議長 東恩納寛政君 日程第19. 「議案第64号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

- 副村長 大城清紀君

議案第64号

### 工事請負契約について

運天漁港-3.5m航路浚渫工事（2工区）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 1, 契約の目的 | 運天漁港-3.5m航路浚渫工事（2工区） |
| 2, 契約の方法 | 指名競争入札               |

- 3, 契約の金額 ￥52,920,000-
- 4, 契約の相手方 今帰仁村字天底86番地  
有限会社 上宏工業  
代表取締役 外間 宏正

平成28年12月12日提出

今帰仁村長 喜屋武 治 樹

#### 提案理由

運天漁港-3.5m航路浚渫工事（2工区）の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、この議案を提出します。

次ページに工事請負契約書、3ページ目に平面図等を添付してございますので、お目通し下さい。

○ 議長 東恩納寛政君 日程第20. 「発委第1号 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。座間味 薫議会運営委員長。

○ 議会運営委員長 座間味 薫君

発委第1号

平成28年12月12日

今帰仁村議会議長 東恩納 寛 政 殿

提出者

議会運営委員長 座間味 薫

#### 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

#### 提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部を適用することに伴い、今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

## 今帰仁村議会委員会条例の一部を改正する条例

今帰仁村議会委員会条例（昭和62年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「建設課」の次に「、水道課」を加える。

### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページに新旧対照表を添付してございますので、お目通し下さい。

- 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時43分)

午 後

- 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後1時30分)

日程第21. 「議案第50号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

- 6番 吉田清尊君 議案第50号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

この第2条第3号中「1人」を「2人」に、同条第4号中「46人」を「48人」ということになっていきます。新旧対照表の1ページを見ていただきたいんですが、選挙管理委員会の職員を「1人」から「2人」に併任ということでありますけど、どの職にある方を併任にする予定なのか。お伺いしたいと思います。

それから第2条の現行の4号教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に関する教育機関の職員「46人」これを改正案では「48人」ということになっています。これは職員の正職員を増員ということであるのか、お伺いしたいと思います。

- 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

- 総務課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

まず1点目に、選挙管理委員会の職員を、現行では「1人」というところを、選挙管理委員会の職員を「2人」（村長部局と併任）ということではありますが、現行で「1人」の職員が、選挙管理委員会へ書記として行っております。また総務課長のほうで選挙管理委員会書記長としての業務をやっているんですが、条例上、併任の辞令がないので、現状と合わせて2人を併任ということにしたところがあります。

あと、教育委員会の事務局の定数について、「46人」を「48人」にしたところでのことについてでございますが、今職員定数122名を「4人増」の126人にする中で、教育委員会部局に2人増、村長部局に2人増の中から、教育委員会の条例に定める上限の定数条例を「48人」にしたところなんです。これを正職員の職員の増につながるものではなくて、条例等で定める上限の定数ということと、現行とは少し違うということとで認識をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後 1 時34分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 1 時35分)

6 番吉田清尊議員。

○ 6 番 吉田清尊君 第2条の第4号の現行を第5号にかえて、教育委員会の所管する教育機関の職員「48人」ということでありますけれども、今すぐは予定ないということですが、例えば平成29年度中とか、あるいは平成30年とかに、一応は予定として決定ではなくても、そういう構想があるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 将来について、予定があるかどうかということでございますけれども、提案理由にもございますとおり、社会情勢の変化等に伴って、必要である事態が発生したときには増員を図り、住民サービスの低下を招かないようにしていくことでの対応です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6 番吉田清尊議員。

○ 6 番 吉田清尊君 今の答弁はわかりました。

この社会情勢とか、環境の変化ですね。そういう中で必要となれば教育立村を目指す今帰仁村として、そういう対応をしていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。1 番與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

水道事業の事務部局の職員「9人」（うち4人は村長部局と併任）と書かれていますけれども、この水道事業、水道課へ4月1日から課長が1人ふえるということで認識していいのか。それと職員が1人、2人、2人と理解していいのかと思って、村長部局は水道課、教育委員会部局に2人という形で理解していいのかですね。こっちに選挙管理委員会が「1人」から「2人」、農業委員会から「2人」から「3人」と云々とか、いろいろと併任ありますけれども、もう少し詳しい説明ができればと思っています。

それと、実際の水道課の職員、定員は何名なのか。臨時も含めての定員なのかですね。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの1 番與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず、今回の定数条例の改正につきましては、今帰仁村役場定数、教育委員会含めまして4人の増を予定して提案してあります。教育委員会部局に2人、村長部局に2人、あとは併任という附属機関の部局につきましては、現状の実態に合わせた形での併任ということでの、今回の条例を改正しているところであります。現状は建設課の水道業務に当たっている職員は5人の係で対応しているところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1 番與儀議員の質疑について、説明します。

今、水道事業の事務部局の職員9人というもので、うち4人は村長部局との併任となっているんですが、水道事業については、簡易水道事業でやっていて、3地区の簡易水道でやっております。それが平成29年の4月1日から統合されまして、村一円でこの水道事業を運営していく形になりますが、給水人口が



5,001人以上になりますので、地方公営企業法の全部適用になります。これまで財務規定については26年から適用させてやっていますが、平成29年4月1日からは組織も含めて、全部公営企業法の適用を行っていかないといけなくなります。そうすると村長部局と地方公営企業法のこの組織というのは、全く別に組織しないといけない状況があります。この地方公営企業法の中で、水道課を設置することで考えておりますが、その水道課は、課としては設置できますけれども、建設課長が水道課長も併任するというので、この建設課長が併任するわけです。これが1人ですね。あと出納室のほうで、業務をやっています出納業務のものは、今は会計管理者に委任している形になっておりますが、これが法適用、全部適用すると、会計管理者に委任ができなくなっていくので、出納室のほうに、企業出納委員を配置していきます。その業務は今も出納係のほうでやっていて、それも併任させていくということです。

あとは、企画財政課のほうで、契約関係のもの業務を行っておりますので、これも企画財政係のほうで、それも併任ですね。あとは総務課のほうで給与の担当も今は水道係のものも給与の計算とかやられていきますので、それも併任させていく形になっています。これで併任が4人ということで、実際の併任以外の方は5人ということで、今トータルで併任合わせて9人ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 説明ありがとうございます。

私は水道事業云々あったから、水道課に課長が1人ふえるのかと思っていました。じゃあ今までどおり、建設課長が併任で水道課を見るということですね。わかりました。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 質疑いたします。

今の水道の関係も教育委員会ですか、選挙管理委員会の関係も大体わかりましたが、農業委員会に関しても村長部局と併任というのは、経済課長が局長を併任するというので理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 3番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

農業委員会についても、現状に合わせた条例の改正で経済課長が併任業務と、あと今は農業委員会の職員についても、農業委員会の業務だけではなくて、村長部局、農政部局の業務も一部担わすことができるように、3人併任という形に今とっているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第22. 「議案第51号 今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第51号について、質疑を行います。

第2条に法第28条の4第1項に規定する定年退職日以前に退職した者のうち勤続期間等を考慮して法第28条の2第1項の規定により退職した者又は法第28条の3の規定により勤務した後退職した者に準じて再

任用を行うことができるものは、次に掲げる者とする。ということで、1号として25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日から翌日から起算をして5年を経過するまでの間にある者。2号として、前号に該当する者として再任用されたことがある者とあります。これのほうですけれども、定年退職日以前に退職した者というふうに1行目にありますけれども、この定年退職した人も該当するのคะですね。それとも定年退職した方は、該当しないのคะどうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいまの6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

定年日前に退職した者、それから定年後についても、該当するのคะということですが、第2条第1項に規定されているとおり、25年以上勤続して退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する間は、再任用の対象の職員ですよということの規定です。それで25年、勤務条件としましては25年以上の勤務を要するということです。

あとは退職者についても、そういうことでございます。あと前後に該当するものとして、再任用されたことがある者については、この再任用条例につきましては、地方公務員法の改正によって、年金法、年金の支給が65歳、60歳定年によってありますので、年金との接続について、図るよふにということでの地公法の改正がありまして、人事院勧告等、人事委員会等からもある中での今回の条例整備ということになっております。

あとは5年間の間について、2年それからあつて、5年間は再任用については可能ですよという内容です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 確認ですけれども、定年した方も、定年前で辞めた方も、25年以上役場に勤務した方は、再任用に該当するということであるか。もう一回、そうであるのคะどうか、お尋ねしたいと思います。

それからこれは国とか県は実施していますよね。これは今確認されていればのことでもいいですけれども、北部あるいは県内でこのような条例、以前に制定しているのคะですね。それとも北部とかはまだ再任用されていないのคะですね。そのあたりについて、もし情報があれば答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

1点目につきましては、25年勤務の要件があれば、中途であっても定年退職を受けてもできるということでございます。

あと県内の状況でございますけれども、人事委員会からの指導を受ける中で、今年中にやりますかとか、という調査の中で把握する中では、条例を制定していないところが6市町村というふうに聞いております。北部地域で実際に再任用制度を、実際に運用しているところは3カ所ございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 県についても、再任用をされて勤務しているという方も複数、お聞きしております。これは今帰仁村役場に勤務をして、25年以上ということで、行政に詳しい、明るい方々になるわけで

すので、また村長が特に認めて、このような人材活用を今後活かしていただくようにしていただきたいという期待をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第51号 今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定について、質疑いたします。

再任用の定員は、何名やりなさいと枠があるのかですね。再任は更新はあるとありますけれども、更新する場合の再任の期間、2カ年更新なのか。1年更新なのか、お伺いします。これがあまりになるとまた職員云々でも響くと思いますので、人数は何名なのか。

それと最後に第5条この条例に定めるもののほか、職員の再任用に関し必要な事項は、村長が定める。とありますけれども、例えばどういうことで、村長が定めることができるのかですね。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず、「任用の更新につきましては」という質疑についてでございますけれども、これについては毎年確認しながら、1年更新で5カ年間、65歳の年金へ接続できる間はできますよという内容です。

あとは任用につきましては、何名かという枠があるのかということでございますが、再任用制度の運用につきましては、定数内の職員にカウントされますので、定数の余裕がないとできないということであります。その件があります。

あと1点の質疑につきましては、5条（委任）について関する質疑でございますけれども、これについては、人事院勧告のほうでも再任用制度の報酬の額というのが示されてきますので、その範囲内で村長が定めることができるようにということでの定めがその条文ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 これは民間は前に進んでいるんですね。60歳過ぎても生コンでも今はやっています。扱いは1回退職した人は、民間では給料安く使っています。けど行政になるとどうなるんですか。半分ぐらいでやるんですか。そのままの給料で延長みたいにやるのか、説明を求めます。

それと65歳までということですが、これは非常勤でやるのか、常勤でやるのか、種類2つあるのかどうか。たまに来て、必要に応じて勤めてもらうのか。職員みたいに常勤で勤めるのか、何かあるのかどうかですね。説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず退職した場合の給与がそのままいくのかという内容の質疑ございましたけれども、これにつきましては、民間同様、人勸のほうで級別に最高の上限額が定められておりますので、その範囲で市町村にに応じて定めるということになっております。

まず想定としましては主任クラスあたりの報酬額を想定されている内容に、国の人勸のほうでは示されております。あとは、常勤の形態と非常勤の形態があるのかということでございますが、常勤の形態と短期の週2日、3日という形態の種類を選択して、村長に申請をして、了解というか、決裁をもらえれば、

その形態、2つの形態があるということでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 こういうことは職員定数の枠内ですのか。職員としてやるのか。臨時みたいな形で、この今2人増員しまして、この中で扱っていくのか。職員定数の中に、この人たちも入れるのかどうかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 先ほども答弁、説明いたしましたとおり、再任用雇用につきましては、定数内の職員であります。ただし、今回増員した2人の中に入れるのかという質疑でございますが、今回のところこの2人について、再雇用いますぐスタートするかどうかというものではありません。今回、国や県とか指導によって、条件整備を早目に確保してくれということでもありますので今回、提案をしたところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第51号に対して質疑いたします。

第5条の中で先ほどもありましたけれども、職員の再任用に関し、必要な事項は村長が定める。これ必要な事項というのは、この報酬、先ほどありました報酬だけを考えているのか。再度答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 5番與那議員の質疑について、説明いたします。

5条に関して、報酬だけを規定するののかということでございますけれども、勤務形態及び職務基準含めて、定めるということで調整しているところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 必要な事項とあったので質疑いたしましたが、ある程度決まっているのであれば、そのまま文言に書いてもいいのではないかと思います。答弁求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時00分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 条例で定めるべきではないかという質疑でございますけれども、本村としましては規則で定めまして、再任用に関する規則、再任用の対象者、対象となる職、再任用の申し出と再任用の方法、再任用期間及び任期の更新、それから任期の末日、人事異動を通じての交付とか、あとは勤務時間、フレックスタイムなのか、そういったものとかを規則で定めていこうということをやっています。

先ほども説明したとおり、報酬の上限額を定めるのに今、規則の交付はしていないというところ。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太君 議案第51号について、質疑いたします。

第2条の中にあります(2)前号に該当する者として再任用されたことがある者(前号に掲げる者を除く。)とあるんですが、ちょっとその意味が理解できないので、その辺の答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 9番山城議員の質疑について、説明いたします。

2条の(2)についての質疑でございますけれども、前号に該当する者として再任用されたことがある者というのは、5カ年の中で2年やって、あともう少し頑張りたいと。またもう少し頑張らせたいという内容の再任用ですね。再任用の再任用という形の内容です。あと前号に掲げるものを除くというのは、5カ年満期した者は除きますよという内容の説明です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。3番與那嶺 透議員。

○ 3番 與那嶺 透君 ちょっと確認程度なんですけど、身分ですね、常勤、非常勤という形ではあるんですが、身分はこの再任用された職員は公務員になるんでしょうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 3番與那嶺議員の質疑について、説明します。

任用された職員は公務員になるんでしょうかということなんですけれども、定数内での職員ですので、地方公務員としての身分を持つということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 議案第51号について、質疑いたします。

定数に基本的な職員定数に余りがある場合という形であるんですけれども、今現在、退職された方が、再雇用といたしますか、今いらっしゃると思うんですけれども、そういう方たちの雇用形態とかは、どうなっているのか。変わるのかどうか。

また、定数に余りがある場合には、その再雇用というのも大事ですけれども、やはり若手を今後、育てる意味で、やはり新人というのを入れて、やはり循環させていくというのも大事なことだと思うんですけれども、その辺のバランスをどのように今後とっていくのか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 2番上原議員の質疑について、説明いたします。

まず現在の職員で再雇用された方がいらっしゃるかということなんですけれども、職員の中で再雇用は、この制度にのっとっての再雇用はおりません。

あとは再任用制度を活用した雇用につきましては、定数内の職員扱いということになりますので、定数の空きとか、それから地域全体の情勢によっても、その制度を活用するか。あと特別なプロジェクトがあって、期間を定めた雇用でありますので、継続して業務に精通した職員をその期間活用するか。その辺につきましては、その業務の形態とか、そういったあり方に応じて、出てくるものだと理解をしております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時06分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時07分)

喜屋武治樹村長。

○ **村長 喜屋武治樹君** 2番上原祐希議員の質疑にお答えいたします。

今帰仁村職員の再任用に関する条例の制定についてを提案して、今質疑しているわけですが、村長としては、この再任用制度は今、県内でも今帰仁村はまだ条例制定されていないと。国、県のほうからも早目に制定したほうが良いというアドバイスもされております。ところが先ほど、総務課長から答弁ありましたように公務員の定年が60歳ということで、しかし年金法がどんどん改正されて、満65歳にならないと満額もらえないという状況の中で、この再任用制度も生まれたと思いますけれども、村長としてはまず先に条例の整備をして受け皿をつくるということが、今回の提案であります。この条例ができたから再任用に該当する職員について、優先的にするとかではなくて、まず条例を整備をして、受け皿をつくっておいて、そしてこの例えば先ほど総務課長からありました大きな村のプロジェクト事業を、新年度予算に提案する予定ですが、今帰仁村の庁舎建設に向けてのこの施策も展開していこうと考えております。

そういうときに、この再任用制度に該当する退職者がいるのであれば、そういうときにはまたその時点で検討をして、再任用もあり得ると。しかしこれまた村民感情からしても、先ほど上原議員から質疑がありましたように、若い人たちの雇用というのも大事ですから、そこら辺のバランスもとりながら、今後予想される事業との展開も含めながら、この定数の条例「4名の増員」ありますので、総合的に勘案しながら、採用については今後検討し、やっていきたいというのが村長の考えであります。

○ **議長 東恩納寛政君** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ **議長 東恩納寛政君** 「質疑なし」と認めます。

日程第23. 「議案第52号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ **6番 吉田清尊君** 議案第52号について、質疑を行います。

第8条の2、新旧対照表の2ページを参考にさせていただきたいと思います。改正案で（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）第8条の2、これの第1項から、次のページの第2項、第3項の、4ページの第8条の3第5項のほうまで、要するにこれまで現行になかったものを今回改め、制定をして、正しく条例を制定するわけです。そのご説明を求めたいと思います。

それから7ページの、現行の（非常勤職員の休暇）が第17条でありますけれども、これは今回削除しまして、非常勤職員の勤務時間、休暇等について、任命権者が別に定めるとありますけれども、どういう定め予定なのか。説明を求めたいと思います。

○ **議長 東恩納寛政君** 島袋輝也総務課長。

○ **総務課長 島袋輝也君** 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

8条の2に関する内容ですが、提案のときにも説明いたしましたが、（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）に関する内容で、改正前につきましては、子について、実子及び養子についてのみの規定であったんですが、改正後につきましては、子及び養子に加えて特別養子縁組の監護期間中の子ども、

養子縁組、里親に委託されている子ども、将来的に養子縁組になることが見込まれる里親に委託される子ども、育児、介護を行う、子育てしやすい環境を整えるということでの条例の改正でございます。

あとは第8条の3につきましては、深夜勤務時間外等の制限を、制限の中で改正前につきましては、要介護、制限の項目を加えたということの内容です。深夜については、それ以上はいけませんよという制限を加えるという内容であります。

あと（非常勤職員の勤務時間、休暇等）につきましては、非常勤の勤務時間、休暇等の規則につきましては、条例ではなくて規則で定めておりますので、規則の中で改正していきたいという内容です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 第8条の2の（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）、それから第8条の3が（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）、一言でわかりやすく言えば、働く方々を重労働しないで、あるいはまた対象者を特別養子縁組の方々とか含めて、働きやすい環境整備をつくるということによろしいか、お伺いしたいと思います。

それから（非常勤職員の休暇）の件ですけれども、規則をこれからの制定ということで、理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

議員が指摘されているとおり、育児介護されている方が健康に留意しながら、働きやすい環境を整備するという内容であります。あとは非常勤の勤務時間、休暇等の関係につきましては、本村においては規則において定めておりますので、本条例が改正された後、規則の改正も同様に改正していくところであります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 この第17条の非常勤職員の勤務時間、休暇等について、任命権者が別に定めると。規則で今後定めていくということでもありますけれども、現状の臨時職員のこの非常勤職員の勤務時間、休暇等と同等なのか。私が前から一般質問をしていますけれども、違います。この条件は…。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時16分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 これ要するに、現状のままの予定なのかどうか、お伺いしたいと思います。規則は。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

「現状のままなのか」という質疑ですが、本条例で職員の勤務、時間等に関する条例改正しますので、それに沿って臨時職員の勤務時間、休憩等に関する規則についても、改正する予定であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第52号 今帰仁村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

1ページの8条の2（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務）と書かれていますけれども、お家に介護が必要な方がいる場合は、申請すれば今後は、これが終わった場合は、時間を調整して自分で9時に出て6時までとかと、そういう形になるのかですね。また早く来て4時にあがるとか、の方法でいくのか。申請した場合ですね。県はもうこれ申請できるようになっていますので、県職員はですね。この条例が定められた場合、申請した方は自分の介護云々に合わせて、勤務時間を申請してそのようにできるのか。

それとこれは正職員だけなのか。臨時職員もこれをやった場合は、村長が定めてやった場合は、こういうのは適用するのか。お家で介護をする方がいた場合は。答弁を求めます。

それと介護は通算6カ月云々ありますけれども、6カ月介護にかかわって休んだ場合は、給料面はどうなるのか、6カ月間は職員でも無給でやるのか。その2点をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時20分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時23分)

島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 ただいま1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

まず申請すれば、早出、遅出については可能かどうかのことなんですけれども、申請をしてやれば早出、遅出の勤務の振り替えということも可能でありますので、それについては可能です。

あとは6カ月の有給かどうかの件ですが、これについては無給ということになっています。1時間当たり減額、計算して減額するということになっておりますので、無給ということになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 有給、無給云々は後でします。

さっきの早出、遅出の勤務は介護をする方、また子どものこと、次のページにもありますので、「義務教育学校の特別支援学校の小学部を就学している子のある職員であって」というのがありますので、そういう方々の職員だったら、子どもを学校に行かしてから勤務云々もできたらと思うんですが、働きやすい環境整備だと思うんですよ。なった場合は、お家におじい、おばあも介護をしている職員がいた場合、自分の時間に合わせて勤務できるので、すばらしい改正だと、私は拡大解釈していますけど、だったら今よりは働きやすい職場づくりができると思っていますので、そういう形で理解してよろしいのかですね。答弁をもう1回求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、説明いたします。

今回の地方公務員の改正につきましては、職務の業務の形態等を申請すれば、遅出、早出についても可能だということです。特に午後からの出勤ですよといった場合、例えば1時に出勤して8時くらいまで、8時間の時間を確保をして、私はやりますよということであれば可能だというふうになっている改正です。以上です。



○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 ではこれについては、これが決まったら、村長が認めた場合とかはなくて、そのままできるという形で、理解していいですか。村長が「いや、ナランサー」と言ったらできないのかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 勤務の振り替えにつきましては、所属長の許可を得て、勤務の振り替えをすることになりますので、全体の長は村長ですので、そういうふうに理解してかまわないと思います。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第52号に対して、質疑いたします。

ページが新旧対照表のところなんですけれども、第2条の中で、1週間当たり38時間45分というところがあります。これは1日に大体7時間45分でありまして、これ1日勤務時間の上限というのがあるのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也総務課長。

○ 総務課長 島袋輝也君 職員の勤務時間は、1週間当たりは38時間45分ということになっておりますけれども、1日当たりは7時間45分ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後2時28分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時28分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第24. 「議案第53号 今帰仁村税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第25. 「議案第54号 今帰仁村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午後2時29分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後2時44分)

日程第26. 「議案第55号 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第55号 今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の制定について、この第2条第3項ですね。給水人口は、9,940人とするとありますけれども、これの理由ですね。今の現在の今帰仁村の人口より上回って制定しているわけですが、その制定の理由、例えば区切りがよくて1万人とかにしないで、この理由があると思いますけれども、それについて、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 6番吉田議員の質疑について、説明します。

今帰仁村水道事業の設置等に関する条例の中の第2条3項ですね。給水人口は9,940人とするというものですが、これについては実際は推計してはいるんですけども、これまでの実績に基づいて今の人口のずっと推移を加味して、またこれから将来の予測で人口問題研究所というところは国の機関なんですけど、そこで人口の各市町村の推計しているものがありまして、このデータを使うと、どんどん人口が少なくなっていくようなものなんですけど、今帰仁村についてはここ極端に人口が減っていない状況がありまして、それをまた加味して、推計していくことになるんですけども、大体現在で9,500人余りの実績があります。これに社会的人口ですね。それについては、村内で諸志の希望ヶ丘のところで宅地がふえていっている状況もありますので、それも加味して推計しております。また兼次のほうにも宅地造成されて、計画がある場所がありますので、その人口も考慮に入れて推計したところ9,940人という給水人口になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 今後の予測をして、これはぜひ多目にしておかないといけないと思うわけですが、例えば3年後を想定とか、そういうことも今考えてのことなのか。現状に合わせて推計をしているのか。それとも3年後はこうだろうとか、5年後はこうだろうということが具体的にどのくらいあるかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 今のは推計で9,940人というのは、平成38年、10年後のものを推計としての給水人口になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。5番與那勝治議員。

○ 5番 與那勝治君 議案第55号について、質疑いたします。

水道事業を設置とありましたけれども、簡易水道事業と水道事業の違いですね。それと水道事業に移ることによってこの水道料金の違いが出てくるか。あと水源池が変わるかどうか。下のほうに、本村水道事業に地方公営企業法を適用するとあったんですけども、この公営企業法を適用する理由ですね。を伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 5番與那議員の質疑について、説明します。

現在、3地区で簡易水道事業として運営しています。諸志地区と天底地区、湧川地区という3地区なんですけど、これは簡易水道事業の給水人口で、実際は各地区5,000人以下の給水人口で運営をしているところなんですけど、今はその3地区を統合して、村の区域全体を給水区域として、設定した場合に5,001人以上、

給水人口が変わりますので、5,001人以上になると、水道事業としてこの事業を行っていかねばならなくなります。

この水道事業を運営していく中で、地方公営企業の適用は義務づけられてきます。その中で先ほどの水道料金は変わるのかということなのですが、今現在、簡易水道事業で給水条例で水道料金は設定しておりますので、今回の提案されている中で水道料金は変わらないもので条例を提案しております。今後、いろいろと水道事業については、経営的なものも出てきますので、そのものもまた見直しとか、そういうところが出てきた場合には、水道料金の改定も今後検討していく必要があると考えております。

それから水源池については、現在の簡易水道事業で行っている水源池、それをそのまま利用していくこととなります。先ほど、地方公営企業にしなければいけない理由というのは、先ほど説明しましたように、給水人口が5,001人以上になりますので、この地方公営企業を適用しないとイケない事業になっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 議案第55号について、質疑いたします。

地方公営企業法にのつとるということで、これは地方公営企業の管理者というか、そういう方は今の村長になるのか。また別の方になるのか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 2番上原議員の質疑について、説明します。

実は地方公営企業法を適用した場合は、管理者を置く制度にはなっておりますが、この管理者を置く水道事業の規模といいますと、職員が200人以上であり、かつ給水人口が5万戸以上のものについては、管理者を設置しないとイケないこととなります。

村の場合は実際、職員が5人と、給水戸数が3,700戸余りの戸数になっておりますので、必ず管理者を置くということではないということで、この公営企業法の中に、ただし書きがあつて、それ以内のものは管理者を置かないことができるということになっております。村の場合、管理者を置かないんですが、実際に水道事業の権限、管理者がやるべき権限、それを長と一緒にやるという形になります。長がこの管理者の権限を行うということです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 管理者は置かないということで、今は村長が併任というか、そういう形になるということですね。そしたら、給与とか手当とかでは、9人のうちの5人は水道課の職員としてなるわけですが、この地方公営企業法にのつとれば、給料の出どころも変わってくるという話も、特別会計から出るということも聞いたことがあるんですけども、この辺、今回のこの条例が変わることで、村の職員のこの辺の内容ですね。変わるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

給与の件については、今回給与条例も提案しているところではありますが、村の給与条例に準ずるという形での給与条例になっております。実際に水道課を設置していった場合には、地方公営企業法の中の職員

としてのものは、水道事業のほうから給与は出ていく形になります。併任については、主にその併任のやる部署の仕事量とか、非常に水道事業だけではなくて、ほかの業務もこう兼ねてやる形になりますので、こう「重き」のあるところ、一般会計のほうで併任については、一般会計のほうで給料を負担してということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後 2 時55分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後 2 時56分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第27. 「議案第56号 今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第56号 今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、質疑いたします。

最後のページの第14条(休職者の給与)から、15条、16条まで行きますけれども、職員が休職されたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができるかとあります。

次の15条は、地方公営企業等の労働者、労働関係に関する法律とあって、ただし書きの許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しないとあります。

その中で、次の16条は、いろいろと読んでみると、承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。次にただし書きがあって、期末手当及び勤勉手当については、その限りでない。ということですので、こっちですね。わかりやすく説明を求めたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1 番 與儀議員の質疑について、説明します。

議案第56号の今帰仁村水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定の中で、第14条(休職者の給与)についてなんですが、職員が休職されたときは、管理者が定めるところにより給与を支給することができる。というふうに14条のほうにうたっていますが、これについては、例えば職員が公務上、負傷または通勤のときによって負傷したときに、または疾病とかで休職されたときは、この休職期間中、これに給与の全額を支給するというふうになっています。公務上の関係の負傷、災害関係のものです。それから例えば職員が結核性疾患にかかって、休職された場合、この休職の期間が満2年に達するまでは、給与の支給ができるということです。それから職員が心身の故障によって、休職されるときは、満1年に達するまでは給与の支給ができるということになっております。

それと15条の(専従休職者の給与)についてですが、これについては、職員が労働組合のほうで、専従でこの組合の業務についていったときは、職員の給与の支給はできないということになります。

それから育児休業の承認を受けた職員の給与、第16条のほうですが、育児休業している期間については、

給与を支給しないと。ただし期末手当及び勤勉手当については、この限りではないというのは、この休業する時期が、例えばこの期末手当というのは6カ月間の報酬として期末手当を支給されます。そのうち、その期間内で、例えば育児休業をもらったとき、例えば2カ月とか、3カ月とか、勤務をされて育児休業をとっていたときは、その勤務した分について、期末手当と勤勉手当は支給できるという形になってきます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 さっきの課長の説明では、全額云々で、これは休職、公務災害とか云々ということで説明があったんですけども、羽地大川でもありまして、これは2カ年間ということでありまして、2カ年過ぎた場合はどうなるのか。それとも全額云々とありましたけれども、労災から認定を受けて、国からも金がおおりと思うんですが、あれを差し引いてから支払うのか。あれもまたあげて、全額あげるのか。私も昔、保険を担当しましたので、ありましたので、今「全額」ということでありましてけれども、労働基準監督云々手続をして、労災認定を受けたら、向こうからも何パーセントはおおりてくると思うんです、金がですね。それを差し引いてからの全額なのか。両方からもらえるのかですね。ということですよ。

それとまた病気で休職した人も同じなのか。けがして公務中にけがした人と、病気で休んだ人も同じ扱いなのか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

公務上、負傷とかをやった場合、これについては休職の期間中について、給与の全額の支給という形になります。先ほど結核性の患者については、満2年ということでご答弁しましたが、これについては、給与については、例えば給料とか扶養手当、住居手当については、100分の80の支給という形になります。

それから心身の故障については、その休職の期間が満1年に達するまでの給料とか、扶養手当関係は、これについても100分の80の支給になっています。2カ年とか、そういう期限はありますが、100分の80の支給ということになっています。

今の負傷とか結核とか、心身の故障についての支給のほうは答弁したんですが、この支給されているときに、公務災害の話も質疑ありましたが、これについては別途に公務災害は公務災害で、いろいろと災害についての調査とかやって、これに適用する者の補償というのは、また別に支給されると考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 議案第56号について、質疑いたします。

その中の第8条（特殊勤務手当）その中に著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務とありますけれども、どういうことを想定されているんですか。伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 11番座間味議員の質疑について、説明します。

第8条の（特殊勤務手当）の件ですが、著しく危険とか、そういうもので、沖縄ではこう夏場に向かっ

て台風の発生がありますので、特にまた水道関係でライフラインという形になりますので、一番停電とか、そういうもので、かなり影響を受ける形になりますので、この台風の期間、つまり発生してから実際にこう抜けていくまでの間、特殊勤務手当という形で手当を支給しているということです。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 11番座間味 薫議員。

○ 11番 座間味 薫君 ただいま説明がありましたけれども、確かに台風とか、そういうのは目に見える形で、危険という判断はできるかと思えますけれども、その不快であるとか、不健康、これは精神的なものも含まれるのかと思えますけれども、そういう判断はどこがされるのかですね。お伺いいたします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時08分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時09分)

金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

著しく危険とか、不快とか、不健康のまたは困難な勤務ということでやっていますが、これについては、今帰仁村職員の給与に関する条例の中で、変死体とか、漂流死体、遺骨処理等の業務に従事した場合とか、あとは法定伝染病患者隔離業務に従事した場合、あと火葬業務に従事した場合、あと暴風警報が発令された際に、特別に勤務を命じられた場合というようなもので、制定されております。

そういった業務につくということで、心身に結構不快感を与えたりとか、そういうものでこの特殊勤務手当を制定されております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午後3時10分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午後3時11分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第28. 「議案第57号 今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第57号 今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、質疑いたします。

次のページの第2条云々とありまして、残額の4分の1以上を減債積立金に、4分の1以上を建設改良積立金にそれぞれ積み上げてと、書かれていますけれども、その下に2項に(1)、(2)、(3)あって、利益積立金、欠損金を埋める目的というのがありますが、こっちはないんですけれども、これは(1)と(3)は4分の1以上とありますけれども、これ4分の1以上の積立金の余ったのが(2)利益積立金 欠損金を埋める目的に充てるのかですね。これは余ったもので、そういうことをやっていきたいということいいことだと思っておりますけれども、(2)はないので、2つの余ったものをみんな(2)の利益積立金、欠損金に埋める目的のところに入れるのかどうかですね。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 1番與儀議員の質疑について、説明します。

今帰仁村水道事業の剰余金の処分等に関する条例の中で、第2条はこれについては水道事業は毎事業年度利益が、利益が生じた場合においてですね。先ほどのこの最初、前年度からの繰り越した欠損金があるときは、その利益をもって、その欠損金を埋めるとなっていますので、前年度例えば赤字のものになったときは、まずそれに充てていて、なお残額があるときは、4分の1を減債積立金ですね。あと4分の1以上を建設改良積立金にそれぞれ積み立てて、残余の額、それでも残った場合には、利益積立金に積み立てるといって制定しております。

今帰仁村の場合は、毎事業年度の利益が生じた場合とあるんですが、実際は今のところ、利益が生じていないものでありますので、実際のこういう積み立ては、実際に今はできていない状況があります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 今、課長が利益がないということで、将来は水道事業が好転した場合はあると思いますので、ぜひそういうのがあれば、次の云々、事業もやりやすいと思っていますので、ぜひ頑張って積立金が多くなるように頑張ってください。以上、終わります。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第29. 「議案第58号 今帰仁村水道事業給水条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第58号 今帰仁村水道事業給水条例の制定について、質疑いたします。

これ料金表ですね。後ろに2つありますので、これを見ながらお願いします。第1表今帰仁村水道料金表とか云々あって、大きく枠がされておりますので、種別が専用給水装置、共用給水装置ということで、私設消火栓云々あって、一般用、営業用、官公署用、臨時用、家事共用、演習用ということであって、こっちに基本料金(1か月につき)8m<sup>3</sup>使った場合は1,010円となって、10m<sup>3</sup>で云々あって、各一般用、営業用、いろいろと種類ごとにあって、このメーター料金、超過料金では9m<sup>3</sup>から20m<sup>3</sup>までは148円、21m<sup>3</sup>から40m<sup>3</sup>までは171円、41m<sup>3</sup>以上は193円と、いろいろと3種類が提示されていますので、これわかりやすく説明を求めます。

次のページの第2表メーター使用料金表ということで、13mm、20mm、25mm、40mmと100mmまでありますけれども、使用料金(1個1か月につき)云々とありまして、これは多分、ホースの大きさだと思っていますので、これはホースの大きさで量が多く出るから高くなるのかと思っていますけれども、39円から1,030円までありますけれども、わかりやすく説明ができればいいなと思っていますので、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** 1番與儀議員の質疑について、説明します。

今帰仁村水道事業の給水条例の制定についての第25条に料金表がありまして、第1表水道料金表の表が載っているんですが、これについては、専用給水装置ですね。一般用とか営業用、用途別に分かれて料金が設定されております。その中で料金表の詳しい説明ということでありましてけれども、まずひとつの例として、水道料金の説明をいたします。

例えば、一般用で使用水量が例えば25 $\text{m}^3$ をまず使用したときの料金の算定の仕方として、基本料金が1,010円になります。それから9 $\text{m}^3$ から20 $\text{m}^3$ は1 $\text{m}^3$ 使うごとに148円という形になりますので、20 $\text{m}^3$ までです、実際8 $\text{m}^3$ 引いたら12 $\text{m}^3$ になりますよね。20 $\text{m}^3$ までの場合にすると、その12 $\text{m}^3$ に148円を掛けていくというものになります。それから例えば25 $\text{m}^3$ であれば、さらに5 $\text{m}^3$ を超過していきますので、21 $\text{m}^3$ から40 $\text{m}^3$ の171円を掛けていく形になります。それ20 $\text{m}^3$ までやったら、あと5 $\text{m}^3$ については、171円のを掛けて、それを足していくわけです。足して行って、水道料金になっていきます。

それから先ほどのメーター使用料のものについては、13mmは39円をプラスして、それから消費税をまた掛けて、最終の水道料金という形になります。この13mmとか、20mmについては、一般的に各家庭については、ほぼ大体13mmとか、ほぼ使用されているのが多いんですが、あと少しアパートとか、そういうものになってくると、この給水量が変わってきますので、口径が大きくなっていくような状況になってきます。その口径によって、メーター使用料を変えていっているという料金表になっております。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 1番與儀常次議員。

○ **1番 與儀常次君** 水道、苦勞しているなと思いました。これを私たちは大体、平均をとって三種類に超過メーター料金にしないで、中間をとって立方をかけたら、一番いいなと思いますけれども、使った量によって単価をかえて、また計算をたくさん出てきますよね。おのおの3,000世帯ですか。みんなやっているんですよね。大体平均をとって、1 $\text{m}^3$ 掛ける使用料でできないのかと思ったりもするんですけども、これはいろいろと別々の基本料金はいいとして、こういう方法を前から適用をして、今後もそういうことで、各市町村、そういう形になっているのかどうかですね。今帰仁村だけなのか。

○ **議長 東恩納寛政君** 金城正明建設課長。

○ **建設課長 金城正明君** ただいまの質疑について、説明します。

今の今帰仁村の水道料金については、今は簡易水道でやっておりますが、この料金表は同じものの料金表となっております。細かいものに分かれているということではありますが、これについては、使用水量がふえていったときに、超過料金のほうが、ちょっと単価が高くなりますので、その水道料金は高くなっていくものになってきます。各市町村はどうかということではありますが、ほぼ他の市町村についても同じような料金表の、ただ単価とか、そういう基本料金の最初の設定は、変わってきますが、ほぼこういう区切りで設定されている状況があります。以上です。

○ **議長 東恩納寛政君** 休憩します。 (休憩時刻 午後3時24分)

○ **議長 東恩納寛政君** 再開します。 (再開時刻 午後3時24分)

ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。



○ 2番 上原祐希君 議案第58号について、質疑いたします。

水道事業は、公共事業とかも含まれてくると思いますけれども、簡易水道事業から水道事業に移行するにあたって、この公共事業の場合に国の補助というか、補助率ですね。その辺の変動もあるのかどうか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 2番上原議員の質疑について、説明します。

村のほうでは簡易水道事業で、事業を進めているところですが、国の補助金については、3分の2の補助金がつく形になりますが、これが平成29年4月から水道事業として、こう事業を進めていくときには、補助金は2分の1になってきます。簡易水道のほうが若干、補助率が高い状況があって、それで統合に向けて、補助金の率が高いときに整備を行っていくということで、統合の計画を立てながら、これで平成28年度で簡易水道事業はもうこの年度で終わるという形になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 簡易水道事業ですね。ある程度、引き終えたということで理解しました。ただ、何かしら水道管に穴が開いたりとか、いろいろと今後出てくる場合の公共については、2分の1の補助率で、半分は村の持ち分ということで理解してよろしいでしょうか。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

今、簡易水道が終わって、事業が終わっても、あとまだ配水管とか耐用年数来ていないものもありますので、順次この耐用年数が来るときに計画を立てて、また布設替えを行っていかなければなりませんので、実際にすぐ漏水とか出てくるというのは、管がもう老朽化していくことになっていきますので、その時点で管の布設替えの計画をまた改めて立てて、事業を実施していくというものになります。

そのときには、そうですね。水道事業として事業を実施しますので、補助率はもう2分の1の適用になります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 議案第56号の中でも話があったんですけども、今水道事業として、そこまで利益は出ていないという中で、補助率も今後、持ち分は負担は大きくなると。その中で財政的にもかなりそんなに余裕はない中で、今後この事業に対する管理、運営というか。その辺は村としてどのように行っていくお考えか伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

実際4月から水道事業として地方公営企業法を適用していくんですが、これについては、今財務規程は平成26年度から適用して、実際にこの財務諸表とか、損益とか、あとは貸借対照表とか出して、資産の管理もすべてできておりますので、それで経営関係も見れていくような状況にあります。

今後今、実際は水道会計というのは、非常に損益にしても、かなり累積赤字の状況になっておりますが、水道事業を4月1日以降、その運営に関しては、水道料金の改定を見込んで、実際に取り組んでいかな

いと、なかなか水道事業というのは、使用料でしか収入は得られないような状況がありますので、そのところはあとは水道料金の改定の方向で検討していかなければならないと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの2番 上原祐希議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希君 今の課長の答弁を聞いて、とりあえず今のところ水道料金は据え置くという話で今聞いて、その中でこの補助率等も今後なかなか厳しくなる中で、自己負担もふえる中で、その辺の補填として、やはり水道料金の見直しというのも含めて、今後検討していくということですが、これはすぐに次年度から、今後のこの計画を立てながら、すぐ料金に反映されてくる可能性もあるのかどうか。

またこの水道管の例えば公共でやる場合のこの自己負担、2分の1はもう絶対にこの水道会計から捻出しなければいけないものになるのかどうか、伺います。

○ 議長 東恩納寛政君 金城正明建設課長。

○ 建設課長 金城正明君 ただいまの質疑について、説明します。

料金の改定については、実際にはすぐということではなくて、料金の使用料については、例えば住民の理解が非常に大切なものになりますので、いろいろと今までの会計のものを分析しながら、どれだけぐらゐの料金を設定しなければいけないのかということも検討していかないといけなくなります。

次年度からやったとしても、ほぼ数年かかるようなものになっていきます。検討をしながら、また住民に説明をしたりとか、あとは議会のものもありますので、そういった議員の皆さんにも説明をしながら、料金の改定を取り組んでいくというようなものになってきます。

それから事業については、実際補助金が2分の1ということにはなりますけれども、あとの2分の1については、起債を起こしたりとか、そういったもので起債を起こすことによって、数年間ずっと返済とかというのは出てきますけれども、そういうものも使いながらの事業実施になっていくと考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 喜屋武治樹村長。

○ 村長 喜屋武治樹君 2番上原祐希議員の質疑にお答えいたします。

先ほど料金の改定の問題について、建設課長から答弁がありましたけれども、村長としても次年度からすぐ料金の改定をするということは、今のところ想定していません。なぜかといいますと、これまでの簡易水道事業の中で、かなり前倒して施設の整備は進んでおりますけれども、まだ100%というわけではありませんけれども、来年から上水道移行することによってやはり、この生活に欠かすことのできない水道事業ですから、まずはやはり水道事業の安定的な経営を図っていくと。その中でやはりまだ有収率のアップとか、水道料金の徴収の徹底、そういうやるべきものをきちんとして、その上水道を運営していく中で経営の問題が出てきた場合に、それは十分に内部で検討をして、また料金の改定については、これは住民の合意も必要でありますし、議会の議決事項にもなりますので、そういうことを可能な限り、これ以上は負担をできるだけ村民に水道料金のアップということで、かけないようないろんな努力をしながら、最終的に判断をしていきたいということで、次年度上水道にこうして、次年度すぐに料金の改定ということは、村長としても今のところ考えていませんので、とお答えします。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

日程第30. 「議案第59号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 議案第59号 今帰仁村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、確認のために質疑します。

これは家庭で仲間、友達とか、前にあっちこっちでお家で預かっていたんですけども、こういう方も対象になるのか。別にこの方たちが今からこの許可を得て、できる方法でこの条例なのか。前は隣の若い働き手の子どもさんは、隣のおばさんたちが預かっていたところもありますので、そういう方法で考えていいのかどうかですね。家庭的ということですので、ちょっと意味がわからないので、説明をお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいま1番議員の質疑について、ご説明いたします。

家庭的保育事業の件ですけども、少人数規模で現在、託児所といわれているお子さんをお預かりしている施設なんですけど、その施設については、本村にある託児所については、認可外の施設であります。現在この条例に定めている施設に関しては、もちろん国の規定にも基づいた居室面積であったりとか、そういったもろもろの基準に合致した施設であって、さらに保育資格を持っている方の配置が必要になってきます。そういった意味でクリアーしておりますと、申請によって認可という運びになりまして、これまで独自で子を持つ親御さんから保育料を受領していたかと思うんですが、そのような形で認可になると、村のほうで保育料も算定して、村が徴収をして保育サービスを受けていただくという流れになります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 例えば定年して、保育免許を持っている方が、お家で子どもがお家から出ていって、いなくて、お家が空いているということで民泊もそういう形でやっていますけれども、お家が空いているけど、昔保育士免許を持っていたからやりたいということが出てきた場合は、消防法とか保健所の云々、許可をもらってやれば、今後できるということでもいいですか。

○ 議長 東恩納寛政君 宮里 晃幼保連携推進室長。

○ 幼保連携推進室長 宮里 晃君 ただいまの質疑について、ご説明いたします。

この基準にあるとおりのすべてクリアーができておりましたら申請によって許認可を受ける。その許認可を受ける形で認可保育所、家庭的保育事業が運営できるということになっております。

○ 議長 東恩納寛政君 1 番 與儀常次議員。

○ 1 番 與儀常次君 都市地区も田舎もできたら、定年して退職した方々のまた活用もしながら、待機

児童も解消できると思いますので、いいことだと思っております。ありがとうございました。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(散会時刻 午後 3 時39分)